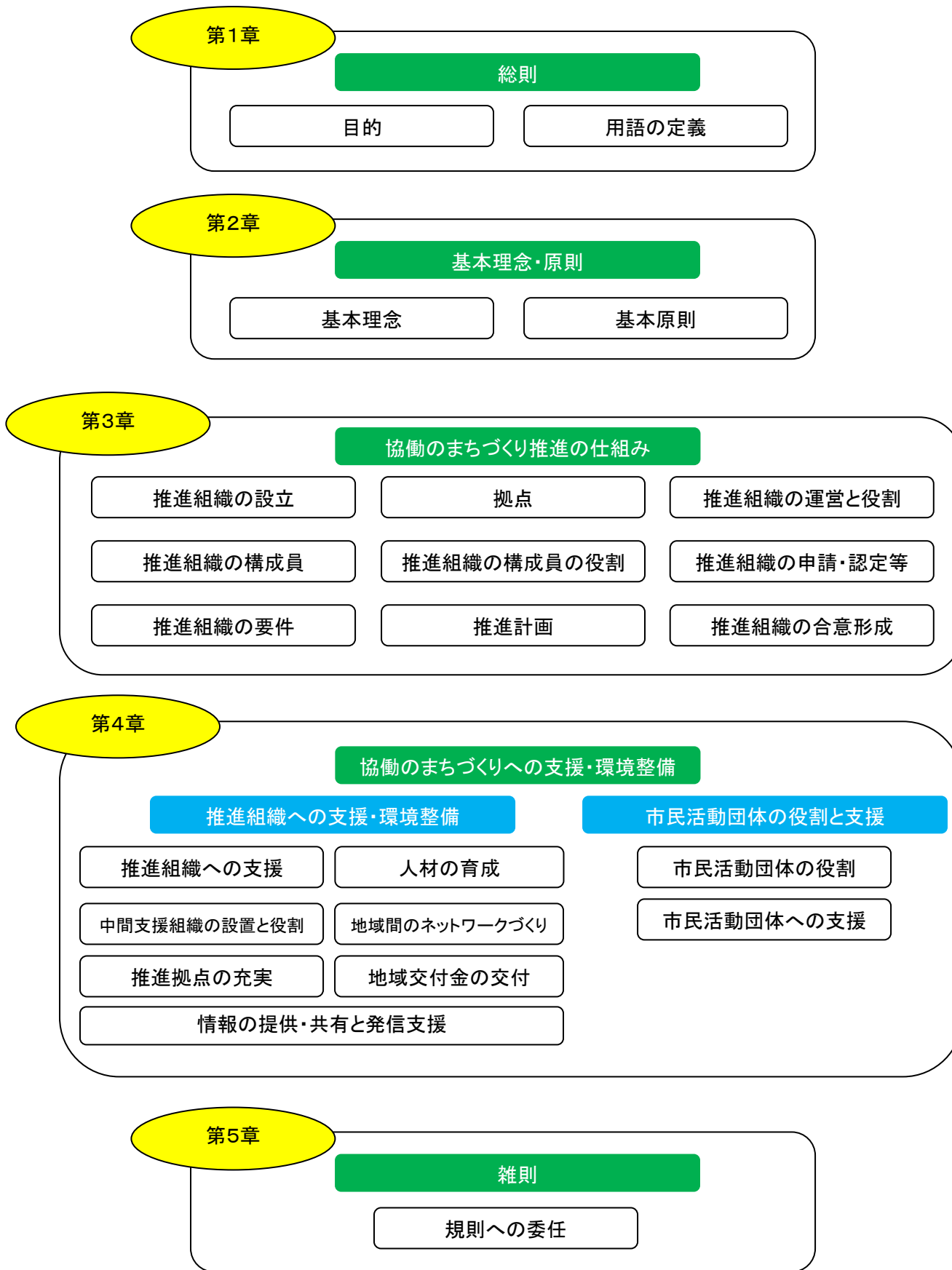
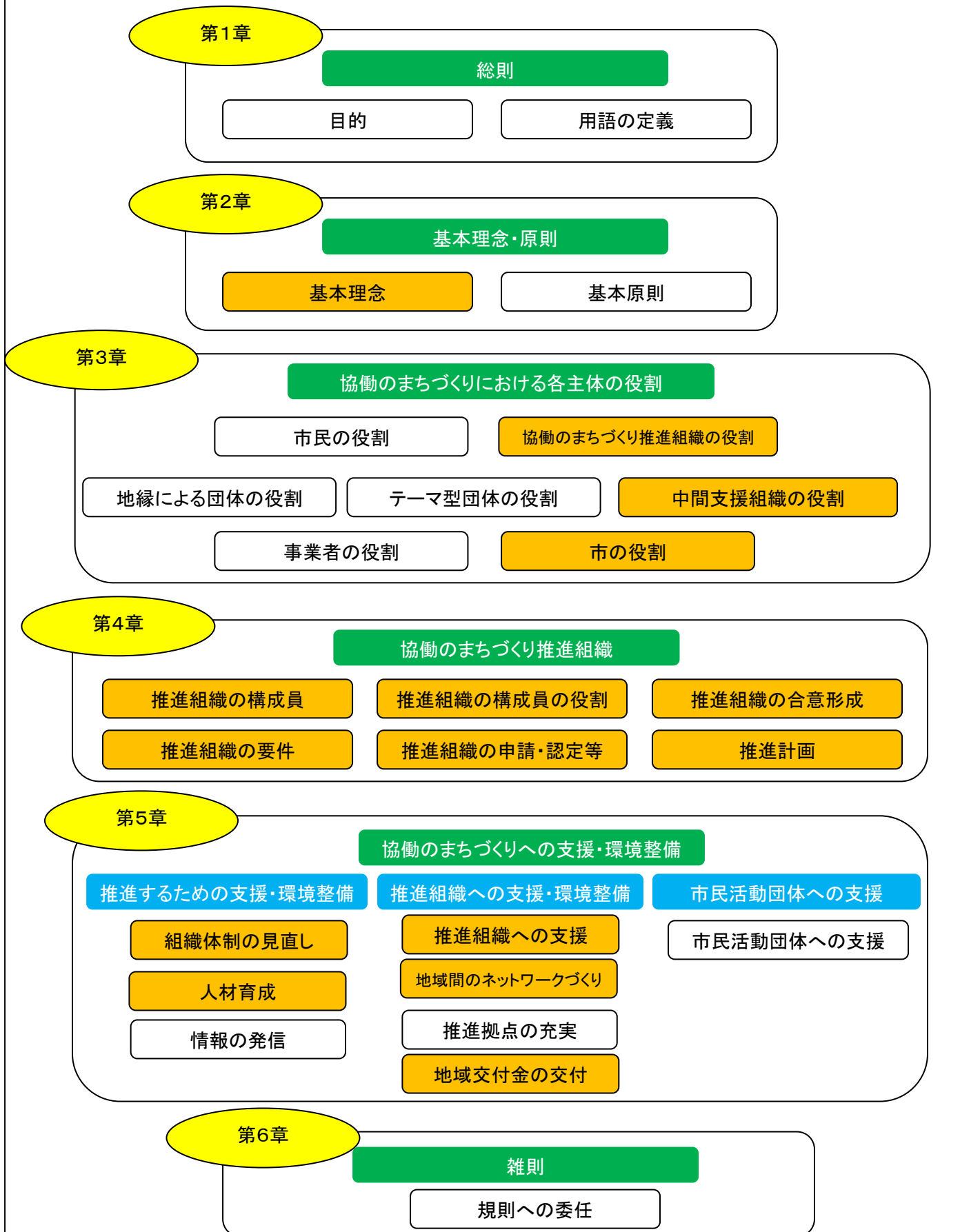


◇条例(案)の構成について◇

◆現状の構成案



◆検討したい構成



条文内容案(新構成の場合)

※平成 26 年 6 月現在の内容案です。今後の検討の過程で内容が変更される可能性があります。
 ※グレースケール部分は、条例検討委員会で話し合われた内容です。
 ※それ以外の【】書きの内容は事務局案です。

第1章

総則

目的

用語の定義

項目	検討状況	概要
目的	未整理	<ul style="list-style-type: none"> 【基本原則や基本的事項を定めて、市や各主体の役割を明らかにし、協働のまちづくりの推進方策を定めて、協働のまちづくりを推進する。】
用語の定義	未整理 (最終的に事務局が提示)	<ul style="list-style-type: none"> 【自治基本条例との整合性も図りながら、最終的に事務局が内容を提示する。】

第2章

基本理念・原則

基本理念

基本原則

項目	検討状況	概要
基本理念	概ね整理が できている (検討終了に近い)	<ul style="list-style-type: none"> 市民と市がパートナーとして協働しながら、「地域の個性を生かした、質の高い、心豊かな社会の創造」を目指す。 市民と市、市民同士が互いの特性を尊重し認め合い、自律的な行動による適切な役割分担を行うことで相乗効果を生み出し、共通の目的である社会的な課題の解決を図る。
基本原則	概ね整理が できている	<ul style="list-style-type: none"> 対等の原則、公開の原則。 【目的共有の原則、自主性尊重の原則、相互理解の原則、補完の原則を追記するか検討が必要。】

第3章

協働のまちづくりにおける各主体の役割

市民の役割

協働のまちづくり推進組織の役割

地縁による団体の役割

テーマ型団体の役割

中間支援組織の役割

事業者の役割

市の役割

項目	検討状況	概要
市民の役割	未整理	<ul style="list-style-type: none"> 【まちづくりの主役であることを認識し、自主的にまちづくりに取り組み、協働のまちづくりを推進する。】 【さまざまな学習機会を通し、協働のまちづくりに関する自覚と知見を高めるように努める。】
協働のまちづくり推進組織の役割	概ね整理ができています (検討終了に近い)	<ul style="list-style-type: none"> 協働のまちづくりの理念に基づき市民が主体となって運営する。 民主的な手続により運営され、協働でまちづくりを担う全ての人に対して開かれた運営を行う。 対象となる地域（小学校区）全体及びそれを構成する小学校区より小さな区域における課題やまちづくりのビジョン等を共有して、課題を解決しビジョンを実現していくための戦略を作り、計画を作成して実施し、成果を振り返り発展的なまちづくりを継承していく役割を有する。 地域の多岐にわたる課題に総合的に対応できる組織であり、小学校区におけるまちづくりで中心的な役割を果たす。 協働のまちづくり推進組織は、組織に参画する団体、個人のみならず、地域住民全般にサービスを提供する。また、そのための計画を有する。 地域での課題解決に向け、地域で意見を集約し、合意形成を図ったうえで、まちづくりに関する協働の提案を市長等に行うことができる。（自治基本条例） 【活動内容等について広く市民に情報を公開し、市民の理解を得るよう努める。】

地縁による団体の役割	未整理	<ul style="list-style-type: none"> • 【自主的に、身近な地域課題の解決に努める。】 • 【活動に関し、地域住民の参加の機会を確保するとともに、地域住民の理解を得るように努める。】 • 【自らの小学校区の協働のまちづくり推進組織の運営や活動に積極的に参画・協力するように努める。】
テーマ型団体の役割	未整理	<ul style="list-style-type: none"> • 【自らの持つ知識、専門性を活かしてまちづくりに貢献する。】 • 【積極的に情報提供し、活動内容が市民に理解されるように努める。】 • 【特定の協働のまちづくり推進組織の理念と共通し、課題解決に繋がる場合は積極的に関与する。】
中間支援組織の役割	概ね整理が できている (検討終了に近い)	<ul style="list-style-type: none"> • 市民活動の活性化を支援することを大きな役割とする。 • 市、事業者、地縁による団体、テーマ型団体など、いずれの組織とも寄り添い、どの組織とも共感できるニュートラルな組織としてそれぞれを繋ぐ役割を果たす。 • コーディネート機能や交流・活動支援機能、情報共有機能、相談機能、人材育成機能に加えて、調査機能、行政への提案機能などを持つ。
事業者の役割	未整理	<ul style="list-style-type: none"> • 【地域社会の一員として地域社会との調和を図り、公共的・公益的な活動に自主的に協力し、協働のまちづくりの推進に寄与する。】
市の役割	概ね整理が できている	<ul style="list-style-type: none"> • 協働の仕組みづくりや市民活動への支援など環境整備を行う。(自治基本条例)

第4章

協働のまちづくり推進組織

推進組織の構成員

推進組織の構成員の役割

推進組織の合意形成

推進組織の要件

推進組織の申請・認定等

推進計画

項目	検討状況	概要
推進組織の構成員	概ね整理が できている (検討終了に近い)	<ul style="list-style-type: none"> 地域の住民だけでなく、地域の課題やまちづくりのビジョンを共有できる団体、個人が参加できる。 地縁による団体（自治会・町内会など）や、テーマ型団体（NPO、ボランティアなど）、又は個人や事業者などが参加する形が望ましい。 自治会・町内会は、協働のまちづくり推進組織を構成する主要な団体であり、等しくまちづくりの成果を享受する地域住民は、自治会・町内会などのコミュニティ活動に積極的に取り組むように努める。 NPOやボランティアグループ、社会福祉協議会などテーマ型団体は、地域の課題やまちづくりのビジョンを共有することで、協働のまちづくり推進組織に主体的に参加する。 市は、協働のまちづくり推進組織が、地域の課題やまちづくりのビジョン、地域の実情等を踏まえて設立されることを考慮し、組織の構成員については組織の事例を提示し、地域での組織づくりを支援する。
推進組織の構成員の役割	概ね整理が できている (検討終了に近い)	<ul style="list-style-type: none"> 構成員は地域の課題やビジョンを共有し、ビジョンの達成や課題の解決に主体的に取り組んで、それぞれの役割を果たす。 構成員は特定団体、特定個人の個別利益に寄与することを目的としない。

推進組織の合意形成	概ね整理が できている	<ul style="list-style-type: none"> ● 推進組織内の合意形成の方法は、民主的な手続きをもって各地域で決定する。 ● その方法及び手続を公開する。
推進組織の要件	概ね整理が できている (検討終了に近い)	<ul style="list-style-type: none"> ● 概ね小学校区を活動範囲とする組織である。 ● 自治会・町内会など地域を基盤とし、住民を主体とする団体が加入し、横断的に連携・協力して活動する組織である。 ● 参加の方法や意思決定の方法が明確であり、公表され、それを実施するために具体的な手段が講じられているなど民主的な手続をもって運営される組織である。 ● 組織として計画を作成する能力を持っている。 ● 事業計画書や予算書の公開など情報公開を行い、容易に組織の意思決定過程へ参加することができるなど透明性を持った運営ができる組織である。 ● 協働のまちづくりを担う個人や団体は、公開された手続を経ることで、活動が限定されず組織に参画することができるといった開放性を持った組織である。
推進組織の申請・認定等	概ね整理が できている (検討終了に近い)	<ul style="list-style-type: none"> ● 協働のまちづくりを推進するための協定を結ぶ相手方として協働のまちづくり推進組織を認定する。 ● 【認定は一地域につき一団体とする。】 ● 【認定を受ける団体は市長に申請する。】 ● 【認定の取消し。】
推進計画	概ね整理が できている (検討終了に近い)	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域の課題、解決策、その成果などを定めた協働のまちづくり推進計画を策定する。 ● 構成員がそれぞれの役割を考えながら作成する。 ● 市との協定を結ぶ際には、協働のまちづくり推進計画を市長に届け出る。 ● 市は、協働のまちづくり推進計画の策定を必要に応じて支援する。

第5章

協働のまちづくりへの支援・環境整備

推進するための支援・環境整備

組織体制の見直し

人材育成

情報の発信

推進組織への支援・環境整備

推進組織への支援

地域間のネットワークづくり

推進拠点の充実

地域交付金の交付

市民活動団体への支援

市民活動団体への支援

項目	検討状況	概要
組織体制の見直し	概ね整理が できている (検討終了に近い)	<ul style="list-style-type: none"> 必要に応じて組織や事業の進め方について見直しを検討する。
人材育成	概ね整理が できている (検討終了に近い)	<ul style="list-style-type: none"> 協働を推進するための人材を育成するように努める。 職員の意識を高め、協働のまちづくりを推進するために必要な能力をもった職員を育成する。
情報の発信	未整理	<ul style="list-style-type: none"> 【市民活動の促進に必要な情報の提供に努める。】 【市民活動を促進する活動情報の発信を支援する。】
推進組織への支援	概ね整理が できている (検討終了に近い)	<ul style="list-style-type: none"> 協働のまちづくり推進組織に対して、まちづくりに必要な支援を行う。
地域間のネットワークづくり	概ね整理が できている (検討終了に近い)	<ul style="list-style-type: none"> 市は、全ての地域が等しく協働のまちづくりの推進に取り組めるように、地域間のネットワークづくりに努める。
推進拠点の充実	未整理	<ul style="list-style-type: none"> 【市はコミセン施設の整備および機能の充実に努める。】

<p>地域交付金の交付</p>	<p>概ね整理が できている (検討終了に近い)</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 市と協働のまちづくり推進組織は、協働のまちづくり推進計画に基づき、協働して行う事業について協定を締結する。 • 市は、協定を結ぶ相手方として認定した協働のまちづくり推進組織に対し、協働のまちづくり推進計画に基づく地域交付金を交付する。
<p>市民活動団体への支援</p>	<p>未整理</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 【理念に基づき、その推進に資する市民活動を促進するため、地縁よる団体、テーマ型団体いずれの市民活動団体に対して、必要な支援を行う。】 • 【市民活動を促進するための活動の場の提供に努める。】 • 【市民活動団体の特長が活かせる事業について、協働事業の機会創出に努める。】

検 討 ス ケ ジ ュ ー ル （ 案 ）

開催時期	検 討 内 容
平成 26 年 7 月 2 日	第 1 3 回 条 例 検 討 委 員 会 ・ 条 文 構 成 の 変 更 に つ い て ・ 第 3 章 「 協 働 の ま ち づ く り に お け る 各 主 体 の 役 割 」
平成 26 年 10 月 頃	第 1 4 回 条 例 検 討 委 員 会 ・ 第 4 章 「 協 働 の ま ち づ く り 推 進 組 織 」 ・ 第 5 章 「 協 働 の ま ち づ く り へ の 支 援 ・ 環 境 整 備 」
平成 27 年 1 月 頃	第 1 5 回 条 例 検 討 委 員 会 ・ モ デ ル 事 業 内 容 の 反 映 ・ 第 1 章 「 総 則 」、 第 2 章 「 基 本 理 念 ・ 原 則 」
予 備 日 平成 27 年 3 月 下 旬	※ 予 定 し て い た 内 容 が 検 討 で き な か っ た 場 合 に 開 催 ・ モ デ ル 事 業 内 容 の 反 映 ・ 第 1 章 ～ 第 5 章
平成 27 年 4 月 頃	モ デ ル 事 業 総 括 報 告 書 作 成 （ 市 作 成 ）
平成 27 年 5 月 頃	第 1 6 回 条 例 検 討 委 員 会 ・ モ デ ル 事 業 内 容 の 反 映 ・ 第 3 章 「 協 働 の ま ち づ く り に お け る 各 主 体 の 役 割 」 ・ 第 4 章 「 協 働 の ま ち づ く り 推 進 組 織 」 ・ 第 5 章 「 協 働 の ま ち づ く り へ の 支 援 ・ 環 境 整 備 」
平成 27 年 6 月 頃	第 1 7 回 条 例 検 討 委 員 会 ・ 最 終 提 言 内 容 確 認